

第1回愛知県地域福祉支援計画策定検討委員会 議事概要

1 日時

令和8年7月1日（水）午後1時30分から午後3時まで

2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

3 出席者

委員 11名

事務局（福祉部長、福祉企画室長 他）

4 会議の概要

（1）開会

（2）あいさつ

（3）議事

議題1 「愛知県地域福祉支援計画（仮称）」の骨子（案）について

議題2 今後のスケジュールについて

5 議事概要

以下のとおり。

【事務局】

議題1及び2について、資料1～3により説明した。

【原田正樹委員長】

スケジュールのところを皆様方と共有しておきたい。年に3回あり、今日が1回目で、3回目にはほぼ中身ができてくるかたちになる。3回目の3月のところは、先に社会福祉審議会があるので、大きな論点がなければ、それをご承認いただくかたちとなる。

この骨子について、それぞれの立場からお気づきのところをご意見いただき、それをもとに事務局の方で11月の第2回会議に向けて具体的な案を作ってもらい、判断することになる。今回は、それぞれの委員の立場から気になるところについて、もっと膨らませる必要があるのかなどのご意見を伺ってまいりたい。

論点としては、先ほど説明のあった現状課題がこれで十分かどうか、あるいは考え方、基本理念であるとか、施策関係はどうするかというところをご意見いただきたい。

今日は委員全員にご発言をいただきたいと思っている。まずは現状・課題のところか

らお話をいただいきたい。

＜論点１：「第２章 地域福祉を取り巻く現状・課題」について、追加すべき視点等はないか。＞

【太田一平委員】

児童の視点から申し上げるならば、社会的な支援の必要とする方の状況という中で、制度の狭間の状況ということでヤングケアラーやひきこもりという記載があるが、昨今の報道では、子どもの自死というのが過去最高ということで、全国で538人の子どもの自死という報道があった。

そこで、愛知県下の状況を自分で調べてきたが、愛知県下でも61人の若い方が自死に至っているという状況がある。これは子どもの問題としては大変深刻な問題である。

人口減少、少子化の中にあって、そういった意味では深刻に考えなければならない社会課題だと思っているので、これを1つ入れていただく必要があると感じている。

【加藤悦久委員】

飛島村の地域福祉計画については、2025年度に6か年の計画を策定している。

策定する中で、障害者の関係で言うと「親なき後」の問題をどうするかという意見があった。親が高齢化してきて、障害のある子どもがいるが、自分が亡くなった時にどのようにしたらいいのかという意見があった。

また、虐待の関係で言うと、親が高齢で子供に障害があり、そこでお互い虐待しているような事例もあるということで、そういったところもどう解決してくのかという意見があった。

高齢者が増えてきているので、年金だけで暮らしている人等から相談もあったりする。

【原田正樹委員長】

頼れる身寄りのない問題については、実際は高齢者だけの問題ではなく、国の審議会の時には頼れる身寄りのない高齢者「等」をつけた。親なき後の問題とかもあるので、高齢者だけの課題ではないだろうという視点も大事なかなと思う。

【加藤健明委員】

今、原田委員長がおっしゃられた「頼れる身寄りのない高齢者等」のところを気にかけている。

【金森大席委員】

虐待のところで言うと、通報件数は増えているものの、認定件数はあまり変わってい

ない。通報を受けて現状確認したら虐待ではなかったということなのか、発見した時にはすでに大変な状況になっているのかというところが、高齢者、障害者、児童ともにちょっと見えてこない。

福祉現場の担い手は全体的に少ないが、今危惧しているのは、行政を含め権限行使しなければいけないところの人材が不足して、権限が行使されないという課題があるのではないかと思う。私どもは権利を行使できない方たちを支援しているので、権利を行使できるまでのところにステージを持っていかないとまずいという状況がある。権限を行使できないとなると、一向に意思決定できない状況が改善されないということがでてくるので、少し気になっている。

また、根本は孤立の問題だと思うので、孤立の課題をどうしていくのかというところも入れていただければと思う。

【原田正樹委員長】

専門職の確保だけでなく、専門職の配置や定着の問題にしっかり対応していかないといけないということだと思う。

【川島ゆり子委員】

現状から課題に向けて3つの柱を立てており、その中で個別課題の深刻さや専門職の不足については言及できていると思うが、この計画は地域福祉に関わる計画なので、地域のつながりそのものの脆弱化であったり、あるいは地域の方々の福祉の意識についても言及すべきだと思う。特に愛知県の地域特性として、参考資料で外国籍の方の増加というところもデータとして挙がっているように、多文化共生、ダイバーシティ、もちろん国籍だけではなく性の多様性もあるが、家族の多様性についてもそれが単身高齢というところに繋がってくると思うので、そういう意味では、地域としての課題というところも加えてもらえるといいと思う。

【木内久晃委員】

現計画（あいち福祉保健医療ビジョン 2026）の策定時から追加されるものもあるということで、明らかにコロナ禍を経て変化しているところ、人口、生成 AI、あるいは人々の意識の変化だとか、そういった視点も必要と思った。

また、複雑多様化と言われる課題について、まさにその通りだとは思いますが、もっとシンプルな大きな課題があるのではないかと考えていて、ただそれを解決する方法は各自治体で色々な手段があり、それぞれの市町村が紡いできた歴史によって生まれるものがあると思うので、それをどう展開していくかということではあるが、愛知県としては大きな課題に対してシンプルに切り取って、それに対する施策展開をどうするかというのできるような課題設定というのもあったらいいと思う。

【原田正樹委員長】

今の意見について、具体的にはどういった切り口があるか。

【木内久晃委員】

感覚的なので具体的にはうまく言えないが、何か根っこがある感じがする。

【原田正樹委員長】

県の計画なのでスケール感がある部分と、1人1人、1つ1つの自治体をどう繋いでいくかというところをしっかりと整理しないといけない。県の計画だから抽象度が高くてもいいということではなく、どう体系化するかみたいなところもまたご意見いただければと思う。

【木作尚子委員】

防災の視点からだが、箇条書きにすると、記載内容は妥当と思う。6月に愛知県における南海トラフ地震の被害予測結果が出ており、これまでになかった視点として、関連死がどれぐらい出そうかという項目が追加されている。近年の災害での被害をみても、直接死よりも関連死の方が多い。また、関連死の多くは要配慮者なので、その関連死をどう減らしていくかという視点もしっかりと中に入れていく必要がある。

【後藤哲也委員】

基本理念や政策、現状の中で、地域の繋がり希薄化というところが視点として必要ではないか。また、支援を必要とする、必要とされるまでの状況、流れというのは大きい要素だなと感じた。

【下山久之委員】

親御さんが工場等で働いている外国人の子どもたちについて、義務教育の対象ではないものの相当数の不登校の子どもたちがいて、行く行く社会参加しにくくなるような子をそのままにして、その後実際に何か好ましくない行動が起きた時に「だからやっぱり」と言われるような問題は、起きてからどうこうするというのでは果たしてどうなのか。もしかしたら、福祉、保健、医療はこれから先教育ともう少し連携していく必要があるのかなと思う。

特に介護現場は外国人介護従事者が増えているという観点で見られやすいところがあるが、日本語を母語としない要介護高齢者が増えつつある。だからこそ、もしかしたら日本国内で話される言語の数と同数のヘルパーが必要で、もしかしたらその国の言語を話すヘルパーがいれば対応できるという人もいるわけで、決して高齢者が日本人だけ

ではないことも含めて考えていく必要がある。

名古屋では、外国にルーツを持つ人たち、例えば在日コリアンが互いに自分たちでなんとかしようと、3世や4世の人がメンバーとなって自分たちで運営しているようなグループを見たりする。それに対して比較的最近増えている国の人たちは、そこまでのネットワーク、コミュニティが十分ではないこともある。また、在日コリアンのグループの中で認知症になった人がいる時に、そのコミュニティ内だけでは対応しきれなくなって、専門職に知見を求めてくるということがある。

いろんなコミュニティや組織が重層的に重なっている中で、そこから漏れることの少ない状態をどう作っていくのかを考えていく必要がある。

【原田正樹委員長】

今の下山委員のご発言の中にあった、保健医療や教育との連携とか重なりみたいなものは、今回の計画の中ではどうなのか。これまでは福祉保健医療計画だったのが地域福祉支援計画という形になる中で、保健医療や教育の分野との連携、関連施策みたいなところは、この計画の中ではどう考えているか。

【事務局】

今まではあいち福祉保健医療ビジョンを地域福祉支援計画として位置づけていたため、国が示しているガイドラインよりも幅広い保健と医療の部分も組み込んで作っていた。

今回は、県で行革の動きもあり、個別計画も充実してきている中、今まで作っていたビジョンを簡素化し、地域福祉支援計画として特化したものを策定するというにしている。

保健や医療としてこれまで書いてきたものが一部簡素化されるという面はあるが、先ほどの自殺の問題や教育の問題で地域づくりと関わってくる部分については、国のガイドラインでも記載事項の例示として掲げられているものもあるので、全くそれと連携することがないというわけではない。委員の意見を踏まえた上で、関係局とも調整して盛り込んでいきたい。

【原田正樹委員長】

あいち福祉保健医療ビジョンの時は本当に幅が広がった。福祉も保健も医療もまるごとにしてどうするかということで、それはそれで連携という意味ではとても大事ではあるが、あまり福祉だけを特化するわけにいかず、どちらかというと個別計画と地域福祉計画との連携や、今回大きな課題になってくる市町村の後方支援みたいな部分の具体的な施策が作りにくかった。今回、地域福祉支援計画になるので、市町村の地域福祉をどう県が支援していくかというところでは、ぐっと絞り込むことができるだろうと思う。

福祉だけで今の課題が解決できるわけではないので、保健や医療、場合によっては教育施策等を視野に入れながら、関連というかたちでうまくまとめられればいいと思う。

今回の計画は「地域福祉」としてはっきり作れるとポジティブに捉えて、その施策体系とか中身の議論ができるかなと思う。

【中村祐子委員】

計画の基本理念について、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現とあるが、実際地域に暮らしていると自治会というものがとても弱くなってきていて、今自治会に加入率が 50%台になっている。さらに問題が進んで、頼れる身寄りのない高齢者等の支援について、親族にさえ頼れない高齢者が増えてきている。

また、私たち民生委員は休日にもいろいろな相談を受けるが、今は民生委員の質も変わってきており、例えば私の名刺には自分の住所も電話番号も記載しているが、住所や電話番号を知らせるのが嫌だという民生委員も増えている。この計画の中で、民生委員の活動や制度の周知と謳ってあるので、ぜひ私たちも一緒に頑張っていきたいと思う。

【原田正樹委員長】

皆さんの意見を整理すると、最初の論点の現状と課題というところで、不足している視点を加筆していくということや、大きく 3 点でまとめられている課題についてもしっかり決めていく必要があるのではないかとということ、具体的にはつながりの問題や社会関係、社会参加や、あるいは地域の自治会の加入率なんかもそうかもしれないし、地域福祉の課題というところも加味した上で計画を作っていくというようなことだった。

＜論点 2： 「第 3 章 計画の基本的考え方」で示している「1 計画の基本理念」について、本県における地域福祉に係る取組を進めていく上で、目指すべき方向として妥当か。＞

【川島ゆり子委員】

計画の基本理念の説明文の 3 つ目の丸のところで、「一人ひとりがその人らしく活躍する」「すべての人が生涯輝き、活躍できる愛知」というのがある。この「活躍」という言葉は国の一億総活躍社会のところに連動しているかとは思いますが、この言葉には他者貢献というか、他者からあなたが役に立っているよというような他者からの承認の意味合いも含まれるかと思う。そうすると、活躍しなければいけないのかということになる。その人がその人らしく生きるというウェルビーイングということの中で、「輝いてください」「活躍してください」というのがすごく難しいというか、距離感を持っている人たちこそが地域福祉の支援も必要な人だと思う。

そうすると、その人たちから見てすごく距離感があるような地域福祉支援計画になるということは避ける必要があると思うので、用語については少し議論をしていただければと思う。

【太田一平委員】

社会福祉問題で1番気になるのは、やはり社会構造の変化の中での孤立・孤独というのが大変なキーワードとしてある。児童虐待も、もとを正せば家庭が社会から孤立をしていくことが児童虐待に繋がるという経緯があるわけで、福祉の問題の全ての根源にあるところが今の社会構造の中にある孤立の問題だと思うので、孤立を防ぐ福祉というような文言が1つ入ると、もう少しこの理念を焦点化できるのではないかと思う。

【木作尚子委員】

令和6年の能登半島地震では広域避難がたくさん行われたが、やっぱり地域にいたかったという方、寿命が短くなったとしても住み慣れた地域にいた方が幸せだったのではないかという方もいたのではないか。広域避難が本人にとって望ましい結果だったと言いつけるかという課題がある。単に生命を守る、生活できるということではなく、その人の尊厳を守るといった視点がすごく大事なのではないかと思う。

【金森大席委員】

自分らしくというところは、自分も他人も大切にできるというようなことで、自分自身を大切にできないという方もいる中で、他人を大切に、一人ひとりを大切にできるようなものになるといいと思う。

支え合いのところがどうしても「支える側」「支えられる側」のように、どちらも指しているだろうが、支えることによって救われるということもあると思うので、言葉はわからないが、「する」「される」ではなく「お互い様」のような、どちらも大切というところが言葉でうまく表現できるといい。

また、愛知らしさをどこかで出せるといいのかなと思う。

【原田正樹委員長】

計画全体について愛知らしさが問われてくると思うが、愛知らしさとは何かをまた議論していければと思う。

いろんなご意見をいただいた中で、事務局の方でまた次回に向けて議論を進めてほしいと思うが、事務局として今の考えはあるか。

【事務局】

「支え合う」のご指摘については「共に支え合う」という言葉にすることで、支える

側と支えられる側というのを分けるのではなく、先ほどのご意見でもあったがお互い様のようなところを大事にしたいと思っている。ただ、現状を見ていく中で、福祉的な支援を必要とする方の状況や担い手の状況というように、どうしても分けて書かざるを得ないところがあり、現状はこれでやむを得ないと思っている。共に支え合うというところをどう表現できるか悩んでいたところなので、こちらで言葉を練ってまたご相談させていただきたい。

【原田正樹委員長】

その際に、できれば高齢とか児童とか障害、それぞれの個別計画の理念とかと整合が取れるような感じの検討を加えていただければと思う。

＜論点3：第3章で示している「2 施策の体系」や、4ページ以降の「第4章 施策の展開」に掲載している基本方策や施策の方向性、主な取組の内容は妥当か。＞

【木内久晃委員】

社会福祉法 108 条第 1 項第 6 号の部分について、国のガイドラインが今後改正されるということだがいづぐらいなのか。今回の計画に盛り込めるようなスケジュールが予想されているのか。

【原田正樹委員長】

おそらく年内には出ないと思う。第 6 号のところは法律で加わったが、それに基づくガイドラインの改正作業はこれから立ち上がってくるので、早くても年度内、下手したら少しずれ込むかもしれない。この愛知県の計画を作るスケジュールの中ではガイドラインが出てこないと思う。愛知らしいものを作るしかない。

【木作尚子委員】

災害時の福祉支援の充実ということで DWAT のことが記載されると思うが、加えてほしいことが 2 つある。1 つ目が、能登半島地震の時にこれまで保健医療調整本部だったものに「福祉」が加わったが、ちゃんと福祉が連携できたのかというと、まだまだ課題が多くあるので、その辺もしっかり見ながら福祉側としてどう連携していくのかというのをもう少しはっきり出していく必要があると思う。

もう 1 つが広域避難についてだが、南海トラフ巨大地震でどれぐらいの地震が来るかわからないが、市で何とかなるレベル、国や県で何とかしないとダメなレベルがそれぞれあると思う。市で何とかできるレベルであれば、それに対して支援するということになると思うが、市では何とかとかならないような災害が起きた時には、やはり県がしっ

かり調整しながら、例えば広域避難させるといった検討もしていかなければならないので、災害規模も視野に入れながら福祉支援をどうしていけばいいのかについて追加してもらおうというと思う。

【原田正樹委員長】

BCP の問題についての現状や課題はあるか。

【木作尚子委員】

多くの場合はテンプレートに穴埋めしている状態なので、これを実効性のあるものにしていくためにどうしたらいいかという問い合わせがよくある。特に BCP の訓練とはどういうことかという質問をたくさんいただくので、そういう研修のやり方などは県で取り上げていただくというと思う。

【後藤哲也委員】

基本方策の 2 番目にある「一人ひとりの尊厳を尊重し」という部分と、「福祉サービスを支える基盤づくり」の権利擁護の推進について、施策の展開としてすみ分けはされているとは思いますが、少し違和感がある。また、それに関連して「福祉サービスを支える基盤作り」の「福祉サービス」がどの辺りのことを指すのか読んでいてあまりよくわからなかった。例えば 1 番と 2 番は福祉サービスに当たるのかとか、「福祉サービスを支える」というところの「福祉サービス」が何を指しているのかよくわからなかった。

また、施策の展開の中の 3 の「地域を支える多様な人づくり」の「地域生活課題の解決に向けて活動する専門職への支援」というのがあるが、この専門職はどんな人のことなのか、具体的に何かを指しているのかを教えてほしい。

【事務局】

最初のご指摘にあった「権利擁護の推進」に関する書き方の整理について、ここでの「福祉サービス」というのは、障害、高齢、児童でそれぞれ個別法に基づく福祉サービスが展開されているので、そういったものを想定している。サービスの提供体制は、それぞれ国が示した基本指針に基づいて、市町村と調整しながら個別計画を作っているところであり、その基盤となるようなところを権利擁護として記載した。

ご指摘のとおり「分野横断的、制度の狭間の課題への対応」のところや「(4) 人権を尊重した社会の推進」などは記載する内容が重複する可能性もあるが、福祉サービスの提供にあたっての権利擁護は 1 番重要な基盤となるところなので、そういった意味で 4 番目の基盤作りにはぜひ権利擁護の推進を 1 つ項目立てしたいと考えている。

具体的に何をどこに書いていくかについては、各委員の意見をいただきながら、整理をしていきたいと考えている。

次に、地域生活課題の解決に向けて活動する専門職への支援について、ここに掲げる専門職は CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や介護保険の方の仕組みの中にある生活支援コーディネーターなど地域に入って実際に地域作りを進めていく方々が非常に苦勞されているという話も聞くので、そういった方を想定している。

【下山久之委員】

介護テクノロジーの導入についてはとても大切なことだし、それを進めてもらいたいが、実際の現場では導入がとても難しい。ある程度大きな法人ではできているものの、比較的小さな法人、特に居宅介護支援事業所や訪問介護事業所で小規模のところは、ケアプランデータ連携システム等の導入も進んでいない。おそらく 2030 年までに導入が行きつかず、そのまま終わっていくだけではないかと思われる。小規模なところには、例えばこの地域の中でサラリーマンを定年退職し、機器のことについて聞けばある程度できる人が、最初導入の部分だけ半年間だけ手伝ってあげれば乗り越えられるので、何かしらそれを具体的にきちんと落とし込むことをしてあげないと、残念ながら終わっていく一方だと思う。事業者の皆さんの年齢は平均で 50～60 歳ぐらいと高いので、自分たちで新たにやるというのは相当負荷が大きい。今まですごくいい仕事をしてきている小さな事業所が残れるような具体的な対策をぜひお願いしたい。

今、実際に事業所間でデジタルデータを共有している中、利用者が救急搬送された時に、スマホの中にその人のデータが全て入っていて、それを緊急搬送先の医師等が確認した上で処置をするのと的確に素早い支援ができる。行く行くは災害時の福祉支援において、例えば情報がない中でどう支援するか、支援者が変わるたびにまた最初からということが起きている災害現場においてクラウドからデータを確認することができたら、あるいは仮にご本人に認知症があっても、それまでどういう支援を受けていてどういう人だったのかということをつかんだ上で支援を始めることができる。

デジタルテクノロジーというのは、地域を作るための人づくりとか福祉サービスの基盤作りだけではなくて、災害時の福祉支援に十分繋がるところであって、そこをきちんと県民の皆さんにご理解いただき、情報をマイナカードとかに記録するとか、ぜひそっちの方向にも進めていただきたいと思う。

【中村祐子委員】

書類作成などの事務や残務処理のことも、現場の介護職員の方たちは大変だろうから、なるべく ICT の導入といったことが進んで、情報を共有できたらと思う。

【川島ゆり子委員】

施策の展開の 2 番目にある「高齢、障害、子ども子育て分野における重点施策の推進」とあるが、包括的支援ということを進めていく上では、その分野別だけではなく共通す

る事項にどれだけ支援することができるかということが重要だと思う。

今の書きぶりだと、それぞれの分野ごとにやりますというような書きぶりになっているので、ここを重ね合わせながら、一体的にできるところはどこかというところをもう少し書き込んでもらいたいと思う。

「民間による地域福祉活動への支援」ということだが、愛知県として市民活動が基盤作りをしてきたというところが特色だと思うので、そういう意味では、ボランティア活動というところに市民活動を入れ込みながら、そこに対する支援ということについても書くと、愛知県としての特色も出てくると思う。

次に、地域を支える多様な人づくりというところについて、先ほど「地域生活課題の解決に向けて活動する専門職」とは何のことかという質問があったと思うが、社会福祉法第4条のところに出てくる地域福祉、地域生活課題というのが、介護ほか教育・住宅等多様な内容が入っていて、個別の課題を支援するという人が全部含まれてくることになる。そうなった時に、CSWとか生活支援コーディネーターだけではなくて、本当に個別支援をする人はすべて含まれてしまうので、個別支援ということと地域づくりということを一体的に進めるという意味での専門職に対しての支援ということを明確にしてほしいと思う。

重層的支援体制に関する全国調査を実施したが、愛知県ではコミュニティソーシャルワーカーを配置している割合が他の都道府県に比べて高い。そういう人材を配置しているという愛知県の特性を生かしながら、個別支援と地域づくりを一体的に推進する人材というところをいかに資質向上させていくか、その層を広げていくかというところを明確に書くと、愛知県の特性を生かしたものになるかなと思う。

【金森大席委員】

権利擁護は全体にまたがるような内容と思っており、対象者別で見ていくのか、事象ベースで見ていくのかによって、取組の行き方が変わってくると思っている。この大きな基本方策の1～4の中でも、一方で見ればこっちの取組、一方で見ればあっちの取組みたいなものが出てくることを考えると、混ざり合っている取組もあるのではないかなと思う。

また、どうしてもまちづくりや人づくりというと、県が行う専門職に対する取組みたないように思われるが、市民自体が作っていくのを応援するということを少し明記してもいいのかなと思う。要するに、誰かから施されるだけではなくて、自分たちが自分たちのまちを作っていくという意識を持ってもらえるような、そういった取組も入れていけるといいと感じた。

【加藤健明委員】

取組等を見させてもらおうと、県社協の施策に関連する取組も多々あるので、連携して

進められたらと思っている。また、頼れる身寄りがない高齢者等への取組に関して非常に意識している。

それから、地域生活課題の解決に向けてのところの CSW の関係だが、県社協は今年度の重点事業の 1 つに CSW を掲げており、CSW の諸課題に関する検討会議を立ち上げて検討を重ねているところである。また今後、CSW に関する市町村社協の実態調査を行うので、結果についてまとめて報告したいと思っている。是非ともこの計画を前に反映していただくよう、よろしくお願いいたします。

【加藤悦久委員】

地域を支える多様な人づくりの「地域で活躍する人材の確保」ということで、うち（飛島村）だけなのかもしれないが、最近、民生委員の成り手が全然いない。うちはなかなか人が集まらないので、それについても問題になっていて、ここでいう支援というのはおそらく活動費の支援だと思うが、そもそも人手不足で成り立たなくなっている市町村が多く、欠員が結構いるということも聞いているので、最初に「民生委員はいる」という前提で書かれてしまうと厳しいのではないかと思った。

また、最初の課題のところで福祉分野の担い手不足を挙げているが、これは労働力不足と関係があるのか。おそらく福祉人材のことを言っているとは思いますが、地域の人を活躍させたいのか、今ある福祉事業をやっているところを活性化したいのか、もしかしたら両方かもしれないが、どっちなのかなと思った。

4 番目の福祉サービスのところの権利擁護の推進は大事だと思うが、社会福祉法の改正で日常生活自立支援事業に新たなものができるという話を聞いているが、社協は結構補助金でやっているところが多いので、補助金がもらえないとなかなかやれないということになると、各市町村も財政上の問題があるので、県の計画でこれをやっていきますよと言われても、市町村はちょっと困るのではないかと思う。

【太田一平委員】

地域支援をしていくときに欠かせないのは CSW で、専門職だけではもう地域の支援は賄えない時代なので、本当に総力戦で行かなければいけない。特に私どものように田舎の施設、市町村はそういう状況になっている。そういった時に、その地域の中に福祉相談の窓口を設けなさいと言われても、じゃあ一体誰がやるのかという話になる。

CSW の育成は最優先に取り組んでいかなければいけない課題で、これは県社協でも再三申し上げているが、いかに地域に CSW の人材を増やしていくか、その養成計画みたいなことをお願いできたらと思う。CSW の育成は県社協の方でずっと長年取り組んできてくれているが、対象が市町村社協の職員なので、やはり地域にある社会資源としての福祉施設にもそういった研修を受けられるようにしてもらえるといい。相談業務は日常業務として経験を積んでいる職員なので、この人たちにそういった CSW 研修を学ぶ機会

も与えるということが大事ではないか。

それができれば、アウトリーチのプログラムはそれぞれの施設が展開できるようになっていくと思うので、ぜひこの CSW の養成強化に取り組んでももらいたい。

それと権利擁護のところで、この 12 月 25 日に「こども性暴力防止法」が新しく施行されることになっているので、この視点を 1 つどこかで取り入れていく必要があるのではないかなと思う。

それと災害について、愛知県では現段階で DWAT に登録しているのが大体 365 人ぐらいのことだが、南海トラフの地域なので、この辺りをもう少し強化していく必要があるのではないかなと思う。災害救助法の中に「福祉サービスの提供」というのが新たに位置づけられたので、特に災害時の要支援者の把握について、どういう体制の中でそれが行われていくのかをきちんとしたかたちで作っていかないと、いざとなった時にせっかく社会資源として地域に福祉施設があっても、把握できていないということでは支援が遅れるということになってしまうので、その辺りの仕組みが必要だと思う。

【原田正樹委員長】

具体的な中身も含めて提案があったので、事務局の方は今の意見を基に、具体的な取り組みや施策の方向性等の整理のお願いしたいと思う。

今回は市町村への後方支援というのも都道府県に強く求められているが、市町村への後方支援としてこういうものが必要だとか求められるようだという事はあるか。

【木内久晃委員】

課題に対する実際のアプローチは本当に様々で、どこかの市町村の良い事例を持ってきたところでうまくいかない。なぜかと言えば、そこには歴史があって、そこで支援をしている人だとか地域で暮らす人の思いや気質が本当に様々だと思う。例えば私の市でも地区によって全然気質が違う。市の職員でも全部網羅して本当に満遍なく知っているかというところ、そうでないところもあったりする。

県の立場として、たくさんある自治体をあますことなく支援する中、特に今回は比較的小規模なところに力を入れるということで、それはもちろんそうだと思うが、困り事はそれぞれで多分違う。ただ、類似しているところもいくつかあると思うので、その辺りを今回何かできるのかなというところが気になる。

【加藤悦久委員】

おそらく市町村の事例を言ったところで、聞いてもうちとは合わないなと思う市町村は結構あると思う。やはり人材は、長い人はよく知っているが、ちょっと時間が経つとそのノウハウの引き継ぎがうまくいかなくて、なおかつ人事異動されてしまうとゼロになるという状況で、おそらくいろんな課題とかを県が全部積み上げて把握しているとは

思えず、県にそこを求めるのもどうなのかなとは思う。

個別案件を県に相談するというのは今まで聞いたことなく、近隣市町に相談することはあるが、そこで聞いた内容を自分の村に合わせてやったことはあまりない。

【原田正樹委員長】

おそらく、市町村を県がどう支援するかはなかなか難しいところだと思う。自分が県と市町村を見ていて、やっぱり地域間の格差がすごく気になっている。どんどん創意工夫してできている市町村もあれば、そうでない市町村も正直あったりして、市町村ごとの格差みたいなところを県としてどういう支援ができるのか、一歩踏み込んで何か検討できると地域福祉支援計画として良いものになるかなと思っているので、そこを検討できればと思う。

それでは、今回の意見を踏まえ、事務局の方でまた 11 月に向けて検討を進めてもらうようお願いする。

【事務局】

第 2 回の委員会に向けて、今回の意見をできるだけ取り入れていく方向で計画案を作成していきたいと思う。

次回の委員会は 11 月頃を予定している。日程調整については別途連絡するので、よろしくをお願いしたい。

(了)